

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 5 年 3 月 9 日付けの保護変更決定通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その一部取消しを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、障害基礎年金として収入認定された金額のうち 50,000 円を上限とし、社会通念上許される範囲において、請求人の生活保護からの早期脱却のために資する経費として貯金することを目的として、収入認定除外とする裁決を求める。

厚生労働大臣より生活保護を受給する以前に障害が発症していたこと、発症の原因が警視庁から逮捕・勾留されたことによるものと認められた。警視庁及び東京都は、不当に逮捕・勾留したことを認め、請求人の早期の自立のために尽力しなければならない。

支給された障害基礎年金は、生活が困窮する以前に、収入に応じて納付した保険料に対して支給されたものであり、自立のために使用しても違法ではない。また、生活が困窮した原因は、警視庁及び東京都にある。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 6 月 1 4 日	諮問
令和 7 年 1 月 2 4 日	審議（第96回第2部会）
令和 7 年 2 月 2 5 日	審議（第97回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性と保護基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)は、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、「厚生年金保険法、（中略）国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未

満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない」としている。

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

(3) 年齢改定

局長通知第 10・1 は、「保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年 1 回 4 月 1 日に行うことができる」とし、「4 月 1 日に行なう切替えは、3 月 31 日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について」行うこととしている。

保護基準別表第 9 によると、東京都区部の級地区分は 1 級地－1 である。また、保護基準別表第 1・第 1 章・1・(1)・ア・(ア)・第 1 類によると、年齢区分「41 歳～59 歳」の区分における基準額が定められている。

(4) 冬季加算

冬季加算については、保護基準の別表第 1 の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の項目で、〇〇区内に居住する 1 人世帯の場合、11 月から 3 月までの期間において、1 月当たり 2,630 円の冬季加算額を計上することとされている（別表第 1・第 1 章・1・(1)・ア・(ア)・第 2 類・Ⅵ区（東京都は、同・(2)・イにより、冬季加算における地区別（都道府県別）において、「Ⅵ区」の区分とされる。））。

(5) 職権による保護の変更

法 25 条 2 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、本件処分は、請求人が居住する〇〇区にあっては、冬季加算の期間が 11 月から 3 月までと保護基準で定められていることから（1・(4)）、「冬季加算削除」を理由に生活保護費を 83,994 円（冬季加算計上後の保護費 86,624 円から冬季加算額 2,630 円を減じた額）に変更する内容のものであり、上記 1 の法令等の定めに従ってなされたものと認められる。

なお、念のため、請求人に支給される保護費の額について確認する。

令和5年4月分の請求人に支給される保護費は、請求人の年齢及び世帯員数によって定められる基準額77,240円（41歳～59歳、1人世帯）に障害者加算17,870円及び住宅扶助53,700円を加えた148,810円から、本件年金の収入認定額64,816円を控除した83,994円となるが、当該金額は本件処分に係る保護変更決定通知書記載の保護費と一致する。

また、本件年金の収入認定額は、請求人が処分庁に提示した資料に基づき、本件年金の年額を12で除して算出されており、局長通知（1・(2)）に則って適切に行われている。

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件年金の収入認定額の一部を認定除外することを求めている。

しかし、行政不服審査法は、行政庁の違法又は不当な処分に対し、国民の権利利益の救済を図るものであるから（1条）、上記2のとおり、本件処分に違法又は不当な点が認められない以上、請求人の主張を認めることはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己